

第 21 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 24 年 1 月 16 日 (月) 14 : 00 ~
場 所 総務省 8 階 共用 801 会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
関口委員、藤原委員、森川委員
事務局 桜井総合通信基盤局長、
(総務省) 原口電気通信事業部長、
安藤総務課長、
古市事業政策課長、
二宮料金サービス課長、
大村料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐
山野料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- | |
|---|
| <p>① <u>接続料規則の一部改正</u>について</p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。○ その結果、報告書(案)のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。 <p>② <u>加入光ファイバ接続料の算定に関する検討</u>について</p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務省から資料説明が行われた後、自由討議が行われた。 |
|---|

【主な発言等】

- ① 接続料規則の一部改正について

特記事項なし。

- ② 加入光ファイバ接続料の算定に関する検討について

東海主査：前回までは、OSU共用を前提として、どちらかといえば技術的な面での工夫について様々な案を検討してきたが、案ごとにメリット・デメリットの双方があり、「帯に短し襷に長し」といった感じがあった。今回は考え方を転換し、OSU専用の形での工夫はないかという方向から検討を行うため、事務局に「たたき台」としての資料を作成していただいた。その前段に光配線区画の見直しについてのご説明があったが、これについてはある程度

の時間がかかるということであった。事務局としてはどの程度の時間を想定しているのか。

事務局：今回のNTT東西からの回答はいわば「中間報告」という位置づけとなるが、資料の11ページにあるように、「トライアルの後、本格的に実施」という手順を踏むという回答をいただいている。これをどのくらいの期間で実施するかという点については、今後NTT側に確認していく必要がある。

東海主査：本格実施まで「数年」という単位で先を想定しているものと理解している。他方、トライアルについては近いうちに実施するという理解で良いか。

事務局：トライアルは規模を絞って実施するものであることを考えると、その実施はそれほど遠い時期ではないと想定している。

東海主査：接続委員会としては今年度中に議論のとりまとめをする必要があるが、光配線区画の見直しについて年度内に何か新しい情報は得られそうか。

事務局：この先も委員会において議論を継続していく中で、光配線区画の見直しに向けた計画の具体化を進めることができれば、それをNTT東西からご提示いただくとともに、本委員会へも提示していきたい。

東海主査：この点については、委員会開催の都度、ご報告いただければと思う。まず、光配線区画の見直しについて委員の皆様からご質問やご確認があれば、ご発言いただきたい。

相田委員：光配線区画の定義として、3ページには「1の局外スプリッタでカバーする区画」とあるが、ある光配線区画において一つ目の局外スプリッタが全て埋まったり、あるいは他事業者がNTTの主端末回線を借りたりするため二つ目、三つ目の局外スプリッタを増設することとなる場合、その設置場所は一つ目の局外スプリッタの場所と同じになるのか、あるいは異なる場所となる場合がありうるのかご確認いただきたい。また、新規に光ファイバの提供エリアを拡大する場合、光配線区画は局外スプリッタを設置する前から決まっているのか、それとも局外スプリッタを設置する段階で決定されるのか。また、局外スプリッタは実際にユーザから利用の申込みがあったときに設置されるのか、それともユーザの利用がない段階から設置だけしておくのかといった点について確認いただきたい。

事務局：光配線区画については局外スプリッタの設置前から決まっているものだが、実際の利用がない段階で局外スプリッタを設置しているかについては確認しておきたい。

相田委員：他事業者が主端末回線だけをNTTから借りて、その先の引き込み回線は自前で調達するというパターンもあると理解しているが、その場合、局外スプリッタの設置位置は情報開示の対象にならないのか。

- 事務局：そもそもそのような場合があるのかを含め、確認しておきたい。
- 酒井主査代理：光配線区画の大きさを見直すという議論であるが、NTTが利用する回線についてはそのままにして、他事業者が利用する場合にのみ光配線区画を大きくするというを想定しているのか。
- 事務局：光配線区画の見直しの方法については、既存の光配線区画と新しい光配線区画を別メニューとして併存させる方法や、既存の光配線区画を新しい光配線区画に置き換える方法など、様々な方法が考えられ、具体的にどのような方法をとるのかという点については確認が必要。
- 森川委員：今後社会資本ストックの維持更新に多額の費用を要する状況となる中で、社会インフラを支える企業としてNTTが率先してNTTの社会資本ストックをきちんとデータとして把握しておくことは重要。
- 東海主査：光配線区画が将来的に適切な形に整備されてくることを前提としながら、それまでの間、どういった対応をしていくかということが今回の分岐単位接続料の議論において問題となっている点であると思う。また、分岐単位接続料の設定については、設備競争を行ってきた事業者からは、小さな単位での接続料設定を短絡的に導入することは公正競争に反するという考えが指摘されている。しかし、資料の45ページにも示されているように、1芯単位の料金では参入しづらいという事業者に対してどのような手当てができるかということについても議論を深めていかなければならないという観点から、前回まではOSU共用について議論をしてきたところであり、今回はOSU専用についてコスト負担の観点を強めた形で様々な案を整理している。
- 酒井主査代理：今回提示されたエントリーメニュー案は、エントリーコストを下げ、これによって発生する未回収コストを後で回収するというものであるが、未回収コストの後年度回収はメニュー単位で行うのか、事業者単位で行うのか。
- 事務局：事業者単位で未回収コストを把握する場合、エントリーメニューに関するコストと通常のシェアドアクセスに関するコストが混在してしまうことから、なるべく狭い単位でコストと負担の関係を捉える観点から、メニュー単位で未回収コストを回収する案を示している。
- 酒井主査代理：一つの事業者が回線ごとにシェアドアクセスと今回提示されたエントリーメニューを併用することもできるような形を想定しているのか。
- 事務局：今回のたたき台においては、そのようなケースも念頭に置いている。実際にそのようなメニューを導入した場合にシステムをどのように改修するかという点については確認が必要である。
- 関口委員：3年間を想定して、初年度を割安にするという案は悪い案ではないと思う。だが、初年度の料金をどこまで下げればいいのか、あるいはどの事業

者であればこの料金を適用できるかといった具体的な点については、今後詰めていく必要がある。これまでは、設備競争とサービス競争のバランスをとって競争政策を進めてきたと思っているが、今回のエントリーメニューは、ややサービス競争に重点を置いて、比較的規模の小さな会社に育ててもらおうという趣旨であると思っている。しかしこれが逆に設備競争を阻害するようではいけないということも考える必要がある。資料の46ページ、47ページに各社の従量制定額メニューの料金体系が示されているが、例えば西日本エリアの場合、NTT西日本と九州通信ネットワーク、ケイ・オプティコムが提供している従量制定額メニューの基本料金は3社とも3,900円程度となっていることから、エントリーメニューの料金水準がこれよりも大幅に低いということになると、設備競争の面で問題が生じる可能性がある。このようなことを考えると、設備競争を阻害しない水準が料金設定の下限で、配線ブロックの適正化が完了するまでの間は1芯あたりユーザ数が1ユーザでも何とかビジネスが成り立つ水準が上限であるというように思われる。

相田委員：現状の光配線区画においては、現状の光ファイバの利用率である3割が5割や6割に上がっていかないとNTT以外の複数の事業者が採算ラインを超えられるだけの取り分が確保できないが、利用率がそれだけ上がるのに何年かかるかということと、3年で十分な数の1芯当たりユーザ数を確保しなければならないということを考えると、このエントリーメニューが本当にDSL事業者等に使ってもらえるものになるのかということについては疑問の余地もある。

事務局：未回収コストを回収する期間として3年という数字を示したのは一例であり、コストの未回収部分を何年で回収するかという点についてはそれぞれの方法にメリットとデメリットがある。たたき台としては3年という期間を置いているが、この期間をどう設定するかという点も含めてご議論の対象としていただきたい。

相田委員：接続事業者が最低利用期間中に十分な数のユーザを獲得できると見込んで今回提案されたエントリーメニューで1芯を借りた場合に、その後ユーザが解約していなくなってしまうというようなことがあると、接続事業者は最低利用期間の間接続料を払い続けるか、違約金を支払うしかないということになり、相当な費用負担を負うことになってしまう。こういったことを考えると、接続事業者がそもそも今回提案されたようなエントリーメニューを使う気になるか、判断が難しいところもある。

森川委員：今回提案された複数年段階料金は、1芯単位接続料の新しいメニューという理解で良いのか。そうであるとすれば、地域のDSL事業者にとっては厳しいものになるのではないか。地域のDSL事業者の在り方を、守る、

守らないという点も含めて考えておく必要があるように思われる。地域のDSL事業者を守る場合には、地方自治体による支援といった面も含めて制度設計を考えていかなければならないのではないかと。

関口委員：光配線区画の見直しによってDSL事業者が競争に参入できるような環境を整えることが、競争の「呼び水」として最大のものとなると思う。その意味では、光配線区画の見直しに当たり、中小DSL事業者が存在する地域を優先的に整備するなど、早いタイミングで光配線区画の拡大を実現することが望ましいのではないかと。エントリーメニューにおけるコスト回収期間は長ければ長いほど接続事業者にとっては楽ではあるが、事業展開の柔軟性やNTTの費用負担の問題を考えると、光配線区画の見直しがなされることを前提にすれば、資料にあるような3年や5年という程度の期間は妥当ではないかと。

森川委員：問題となるのはルーラルエリアではないかと思う。ルーラルエリアの場合、光配線区画を見直したとしても都市部と同じようにはならないため、ルーラルエリア中心のDSL事業者に対する支援は別途考える必要があるかもしれない。

東海主査：今のご議論は、新規参入事業者にも様々な事業者が存在するため、その大半をカバーできるような案を考えることは大変であるということかと思う。また、関口委員のご指摘は、光配線区画の見直しはそれが将来的に達成されるまでの過程における工夫についても議論をしていくことが前提になっているという趣旨であるかと思う。また、森川委員のご指摘は、今回提案されたエントリーメニュー案は分岐単位接続料の議論において本来求められていたものの代わりにはならないのではないかと懸念についても考えておく必要があるという趣旨であるかと思う。

森川委員：先程の私の発言の趣旨は、エントリーメニュー案について、これはこれで良いと思うが、ルーラルエリアについては別の制度で支援していくことが望ましいように思われるということ。

藤原委員：本日事務局より提示されたたたき台は概ね資料の43ページにまとめられているが、そこに至るまでの過程が弁証法的にきれいに示されており、異議を唱えることはなかなか難しいものとなっているのではないかと。以前の会合において、初年度の料金を下げて需要を獲得するようにすれば良いのではないかと申し上げたが、今回提案されたエントリーメニュー案はこれに近いものになっているのかもしれない。資料では複数段階料金の導入、未回収コストの各社個別負担、後年度回収の実施、最低利用期間の設定といった論点が示されているが、この中で最も議論の対象となったのは、未回収コストの各社個別負担についてであるかと思う。モラルハザー

ドの回避や負担の公平性を突き詰めると、論理的には後年度回収は各社毎に個別負担ということに行き着くが、現実妥当性を考えると、新規参入する事業者が2、3年後の未回収コスト精算までに十分なユーザ数を獲得できるかは不明であり、エントリーメニューは新規参入事業者にとっては厳しいものになるのではないかと。論理的にはセカンドベスト、サードベストの形になってしまうものの、後年度回収の負担を緩和するような工夫を考えれば、新規参入する事業者にとってももう少し受け入れやすいものになるのではないかと。

相田委員：接続約款の規定をどのような形とするかにもよるが、コンソーシアム方式とエントリーメニューを組み合わせ、複数の事業者間で共用するというようなやり方もあり得るのではないかと。また、未回収コストという言い方をしているが、既に敷設済みで使用されていない光ファイバを料金を払って使ってもらえるのであれば、NTTにとってもメリットがあるから、資料において議論されているような厳密なコスト回収が果たして必要なのかという点についても考慮の余地があるのではないかと。

東海主査：コンソーシアム方式とエントリーメニューの組み合わせというお話が出たが、今後、OSU共用も含めて全体を見渡した整理を行いたい。

関口委員：資料の39ページにおいて、複数年でのコスト回収という考え方を採用している例として加入光ファイバ接続料が挙げられているように、複数年度での収支相償という考え方は既に実績があるもの。このため、今回のエントリーメニュー案のような方式にも一定の合理性はあるように思われる。

以上